

最近改正 平成28年3月25日例規（務）第32号

この度、別記のとおり取扱者カード交付要領を制定し、平成14年10月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「「各種届出人等に対する取扱者カードの交付について」の効力延長について」（平成13年12月12日一般（総）第600号）は、廃止する。

別記

取扱者カード交付要領

第1 趣旨

この要領は、府民等からの届出等を受理した際の、届出人等に対する取扱者カード（以下「カード」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 カードの交付の目的

カードの交付は、届出等を受理した者が届出人等に対して自己の所属及び姓、事後の問合せ先等を記載したカードを交付することにより、当該届出等を受理した者の責任の明確化及び行政サービスの向上を図ることを目的とする。

第3 カードの交付

職員は、次に掲げる届出等を受理したとき（面接して受理したときに限る。）は、それぞれに定めるカードに所定の事項を記入した上、届出人等に交付するものとする。ただし、当該届出等が粗野又は乱暴な言動により不穏に行われた場合、カードを交付することにより今後の正常な業務が阻害され、又は自己に危害が及ぶことが予想される場合等特別な事情があると認めるときは、カードを交付しないことができる。

- (1) 遺失の届出 別記様式の（その1）
- (2) 被害の届出 別記様式の（その2）
- (3) 交通事故の報告 別記様式の（その3）
- (4) 警察相談（警察署地域課員（大阪水上警察署及び関西空港警察署にあっては、地域交通課員（交通係員を除く。））が、交番、駐在所等において口頭によって受理した警察相談のうち、現場等で措置を講じ、かつ、完結したものを除く。） 別記様式の（その4）
- (5) 行方不明者の届出 別記様式の（その5）

第4 カードの備付け等

所属長は、必要なカードを届出等の受理の窓口、交番等に備え付けるとともに、庁外においてもカードを交付することができるよう、必要に応じて職員にカードを配布し、携帯させるものとする。

第5 留意事項

- 1 カードの交付の目的を考慮し、届出人等が受領を拒否したときは、無理にカードを交付する必要はない。
- 2 カードは警察証明事務取扱要領（昭和41年1月18日例規（務・会・庶・交総）第5号）により発行する警察証明等ではないので、カードを交付する際（警察相談を受理したときに交付する場合を除く。）、証明書としては使えない旨を説明すること。

別記様式

(その1)

年 月 日
あなたの「遺失届」を受理したのは
署 課 (係) 係
です。
受理番号は
号です。
今後の手続等で「受理番号」が必要な場合がありますので、 このカードを保管しておいてください。
※ もし、あなたの方で遺失物を発見された場合は、土・日曜日、 祝日等を除く午前9時から午後5時45分までの間に
署 課 係
電 話 — — 内線
ファクシミリ — —
までご連絡ください。
※ このカードは、遺失届受理証明ではありません。

(その2)

年 月 日
あなたの「被害届」を受理したのは
署 課 (係) 係
です。
「受理番号」が必要な場合は、届出から 日後 (土・日曜日、 祝日等を除く。) に、下記までお問合せください。
警察署 刑事課 司法係
(電 話 — — 内線)
※ 被害届は、被害にあわれた場所を管轄する警察署で保管しますの で、上記の警察署から、再度、他の警察署へお問合せをお願いする 場合がありますので、ご了承ください。
※ お問合せの際には、被害にあわれた方のお名前、被害の日時、被 害品等をお伝えください。
※ 被害品を発見された場合は、最寄りの警察署・交番へご連絡ください。
※ このカードは、被害届受理証明ではありません。

(その3)

年 月 日
あなたの「交通事故の報告」を受理したのは
署 課(係) 係
です。
<input type="checkbox"/> 受理番号は 署・隊 番です。
(今後の手続等で「受理番号」が必要な場合がありますので、 このカードを保管しておいてください。)
<input type="checkbox"/> 月 日午前・後 時に出頭してください。
(必要なもの：運転免許証、印鑑(ゴム印は不可)、診断書、 見積書、車検証及び自賠責保険証明書)
※ 事故証明を申請する際には、事故の日時、場所及び関係者の お名前が必要ですので、記録しておいてください。
※ お問合せ先
署 課 係
電話 — — 内線
※ このカードは、交通事故証明ではありません。

(その4)

年 月 日
あなたのご相談は
署 課(係) 係
が
伺いました。
今後、不明な点等がありましたら、
署 課(係)
電話 — — 内線
までお問合せください。

(その5)

年 月 日
あなたの「行方不明者届」を受理したのは
署 課 (係) です。
受理番号は 号です。
お問合せの際には「受理番号」が必要となりますので、 このカードを保管しておいてください。
※ 次の場合は、必ず連絡してください。
○ 行方不明になっていた方が、帰宅し、又は所在が判明した等の理由 により、手配を続ける必要がなくなったとき。
○ 届出をされた方の連絡先が変わったとき。
※ お問合せ先
署 課 係 電 話 — — 内 線
※ このカードは、行方不明者届の受理証明ではありません。

- 注：1 カードの大きさは、A6判とする。
- 2 所属名、電話番号等、あらかじめ記載できるものについては、カードの作成時に記載しておくこと。
- 3 余白及び裏面は、庁舎への案内図を記載する等行政サービスの向上及び広報活動のために活用することができるものとする。